

身体障害者等に係る軽自動車税減免の対象について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は、軽自動車税が減免される場合があります。また、身体障害者のための特別な構造を有する車両についても同様の制度があります。

なお、対象となる障害者の等級等につきましては、裏面をご参照ください。

1. 障害者等の減免対象となる軽自動車等の所有状況

原則として、所有者・使用者ともに障害者本人であることが必要ですが、例外として下表に該当する場合は減免対象となりますのでご参照ください。

対象者		車両の所有者 (賦課年度の4月1日時点)	使用者(運転者)
身体障害者	18歳以上	障害者本人	障害者本人または 同一生計の者
	18歳未満	障害者本人または 同一生計の者	同一生計の者
知的障害者			
精神障害者			
戦傷病者		戦傷病者本人	

※所有権留保の場合は、車検証の使用者名義が障害者であれば減免可能です。

※減免については、障害者一人につき車両1台に限ります。

※普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免を受けることができません。

2. 減免の適用条件

ア.令和8年4月1日現在に身体障害者手帳等を交付されていること。

イ.家族が運転する場合は、障害者の通院・通学・通所・生業・社会参加などを目的として、週1日以上継続して利用していること。

ウ.運転する家族は、配偶者及び血族6親等、姻族3親等以内で生計を一にする者であること。

エ.構造による減免の場合は、車椅子等を運搬するために特別に改造した車両等であること。

3. 申請受付場所 中土佐町役場税務課、上ノ加江支所、大野見振興局地域振興課

4. 提出期限 **令和8年5月25日(月)…期限を過ぎた場合は、申請を受付できません。**

5. 必要書類 ①令和8年度 軽自動車税納税通知書(5月上旬発送)

※申請に際しては、②自動車検査証および運転免許証(マイナ免許証でも可)

①~④を必ず ③身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・戦傷病者手帳

ご持参ください。 ④個人番号(マイナンバー)のわかるもの

(裏面)別表1

○対象となる身体障害者の等級等

障 害 名		障害者本人が運転する場合	同一生計の者が運転する場合
		身体障害者手帳	
視 覚 障 害		1級・2級・3級・4級	1級・2級・3級・4級
聴 覚 障 害		2級・3級 (注1)	2級・3級 (注1)
平 衡 機 能 障 害		3級	3級
音 声 機 能 障 害		3級 ※咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。	—
上 肢 不 自 由		1級・2級・3級	1級・2級の1・2級の2 (注2) ※2級は両上肢の障害名の記載がある場合のみ
下 肢 不 自 由		1級・2級・3級・4級・5級・6級	1級・2級・3級の1 (注2) ※3級は両下肢の障害名の記載がある場合のみ
体 幹 不 自 由		1級・2級・3級及び5級	1級・2級・3級
脳原性運動機能障害	上肢障害	1級・2級・3級	1級・2級 ※2級は両上肢の障害名の記載がある場合のみ
	移動障害	1級・2級・3級・4級・5級・6級	1級・2級・3級 ※3級は両下肢の障害名の記載がある場合のみ
心 臓 ・ 腎 臓 呼 吸 器 の 機 能 障 害		1級及び3級・4級	1級及び3級・4級
直 腸 ・ 小 腸 ま た は ぼ う こ う の 機 能 障 害		1級及び3級	1級及び3級
ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害		1級・2級・3級	1級・2級・3級
肝 臓 機 能 障 害		1級・2級・3級	1級・2級・3級
療育手帳			
障害の程度		A1・A2	A1・A2
精神障害者保健福祉手帳			
障害の程度		1級	1級

(注1) 聴覚障害と言語機能障害の合算で総合1級の場合、本人及び同一生計の者の運転可

(注2) 上肢不自由と下肢不自由の合算で総合2級以上の場合、同一生計の者の運転可